

避難指示区域内
の活動

避難指示区域の見直し前後の変化 (1/2)

	見直し前	見直し後			区域見直し 前後の変化
		帰還困難 区域	居住制限 区域	避難指示 解除準備区域	
区域への立入り	△ <small>※計画的避難区域 では立入り可</small>	×	○	○	→ 自宅等への立入りが可能に(帰還困難区域を除く) (注1)
自宅等での宿泊	×	×	×	×	→ -
特例宿泊	×	×	○	○	→ 一定の時期・期間、 自宅への宿泊が可能に(注2)
「ふるさとへの帰還に 向けた準備のための宿泊」	×	×	△ (注3)	○	→ 一定の要件を 満たせば、長期間 の宿泊が可能に
新たな企業・事業活 動の開始 (企業誘致等)	×	×	△ (注4)	○ (注5)	→ 新たな企業の 誘致が可能に
既存企業・事業者 の再開	×	×	△ (注4)	○ (注5)	→ 既存事業の再開 が可能に
営農・営林	×	×	×	○ (注6)	→ 避難指示区域 の一部では 再開可能に

注釈は次頁

内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

5

に事故からの回復
取組

「避難指示解除準備区域」では、以下の活動ができます。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅（自宅などの片付けや修繕を含みますが、宿泊はできません）
- ③ 公益を目的とした立入り（除染・防災・防犯、電気、ガス、水道、通信などの復旧、農地の保安全管理を目的とした立入りなど）
- ④ 復旧・復興に不可欠な事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど）
- ⑤ 居住者を対象としない事業（製造業など）
- ⑥ 営農・営林
- ⑦ 上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居などの修繕工事を目的とした立入りなど）
- ⑧ その他、復旧・復興に不可欠だと認められる事業（一時帰宅者や復旧・復興作業に携わる事業者などを対象とした小規模小売店、食堂、診療所などの事業）

この区域においては、スクリーニングや線量管理などは原則として義務づけられていませんが、希望される方については、スクリーニングや線量計の貸出しを実施することとしています。

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・5章 QA8 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入りが可能ですか
- ・5章 QA9 帰還困難区域はどのように一時立入りするのですか
- ・5章 QA10 避難指示解除準備区域と居住制限区域で可能な活動は何ですか
- ・5章 QA11 帰還困難区域において可能な活動は何ですか
- ・5章 QA12 事業の再開は可能ですか